

第 1 章 緒論 1

第 2 章 概論 2

第 3 章 概論 3

第 4 章 概論 4

第 5 章 概論 5

第 6 章 概論 6

第 7 章 概論 7

第 8 章 概論 8

第 9 章 概論 9

第 10 章 概論 10

第 11 章 概論 11

第 12 章 概論 12

平成24年第4回箕面市議会定例会議案

報告第31号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
第77号議案	豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議の件	3
第78号議案	豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継に関する協議の件	5
第79号議案	箕面市特別職議員報酬等審議会条例改正の件	7
第80号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件	9
第81号議案	箕面市高齢者等介護総合条例改正の件	13
第82号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	15
第83号議案	箕面市都市景観条例改正の件	17
第84号議案	箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	25
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	27

1. 1990年1月1日以前，凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

2. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

3. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

4. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

5. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

6. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

7. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

8. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

9. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

10. 凡在中华人民共和国境内，从事生产、经营、建设、服务等活动的单位和个人，均应当依照本条例的规定，向所在地税务机关申报纳税。

中华人民共和国国务院令

報告第31号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成24年11月13日専決）

- (1) 事故発生日時 平成24年8月28日 午後2時22分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市粟生間谷西一丁目2番1号 箕面市役所豊川支所駐車場内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（カーシェアリング事業用車両。人権文化部学生生活動連携担当
[REDACTED] 運転）が、上記日時・場所において、駐車しようとして後退したところ、
駐車中の相手方所有の車両に接触し、フロントバンパー左部を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 1 本件事故による相手方の損害額は、35,291円とし、市は、その全額
を負担する。

2 市が北摂オート株式会社と締結したカーシェアリング事業用車両賃貸借契約に基づき、北摂オート株式会社が相手方に市の負担額の全額を支払ったことをもって、市が相手方に支払うべき金額の支払とする。

(6) 和解年月日 平成24年11月13日

第 7 7 号議案

豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、豊中市箕面市養護老人ホーム組合（以下「組合」という。）の解散に伴う財産処分を次のとおり定めることについて豊中市と協議する。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 解散に伴う財産処分

(1) 豊中市に帰属させる財産

ア 組合が所有する土地のうち、その 3 分の 2 に相当するもの

イ 組合が所有する建物のうち、その 3 分の 2 に相当するもの

ウ 組合が所有する備品等のうち、その 3 分の 2 に相当するもの

エ 組合が所有する豊中市箕面市養護老人ホーム施設整備基金に属する現金のうち、その 3 分の 2 に相当するもの

(2) 箕面市に帰属させる財産

ア 組合が所有する土地のうち、その 3 分の 1 に相当するもの

- イ 組合が所有する建物のうち、その3分の1に相当するもの
 - ウ 組合が所有する備品等のうち、その3分の1に相当するもの
 - エ 組合が所有する豊中市箕面市養護老人ホーム施設整備基金に属する現金のうち、その3分の1に相当するもの
- (3) 処分する財産の細目については、別途、豊中市及び箕面市が協議して定めるものとする。

(提案理由)

豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に当たり、豊中市と協議するため、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

第78号議案

豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継に関する協議の件

豊中市箕面市養護老人ホーム組合規約第13条の規定により、豊中市箕面市養護老人ホーム組合（以下「組合」という。）の解散に伴う事務の承継を次のとおり定めることについて豊中市と協議する。

平成24年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 事務の承継

組合が平成25年3月31日をもって解散するに当たり、組合の歳入歳出決算事務は、豊中市が承継し、組合の所有する建物及び土地の管理事務は、箕面市が承継する。

2 事務承継の期間

豊中市及び箕面市が事務を承継する期間は、平成25年4月1日から承継した事務が完了する日までとする。

3 債務の支出

豊中市が組合から引き継いだ債務の支出は、組合から引き継いだ歳計剰余金をもって充てるものとする。

4 清算還付金

豊中市は、平成24年度組合歳入歳出決算の認定後、箕面市に対し、清算還付金を支払うものとする。

5 疑義等の決定

事務の承継について定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、豊中市及び箕面市が協議して定めるものとする。

(提案理由)

豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継に当たり、豊中市箕面市養護老人ホーム組合規約第13条の規定により豊中市と協議するため、提案するものである。

第七十九号議案

箕面市特別職議員報酬等審議会条例改正の件

箕面市特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例

箕面市特別職議員報酬等審議会条例（昭和四十一年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

新加坡中華總商會 謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

(印)

新加坡中華總商會 謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

新加坡中華總商會 謹啟

謹啟

第八十号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項及び第二項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期は、別表のとおりとし、各納期の保険料の額は、当該年度の保険料の額を十の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、普通徴収に係る各納期の保険料の額に百円未満の端数があるときは、算定を行った最初の納期に係る保険料の額に合算するものとする。

第十六条中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とする。

第二十六条ただし書中「（同法附則第三十五条の二の四第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「同法第三百十七条の二第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十六条関係）

普通徴収に係る保険料の納期	
第一期	六月一日から同月末日まで
第二期	七月一日から同月末日まで
第三期	八月一日から同月末日まで
第四期	九月一日から同月末日まで
第五期	十月一日から同月末日まで
第六期	十一月一日から同月末日まで
第七期	十二月一日から同月末日まで
第八期	一月一日から同月末日まで
第九期	二月一日から同月末日まで
第十期	三月一日から同月末日まで

備考 普通徴収に係る保険料の納期の末日が銀行法（昭和五十六年法律

第五十九号）第十五条第一項に規定する銀行の休日にあたるときは、

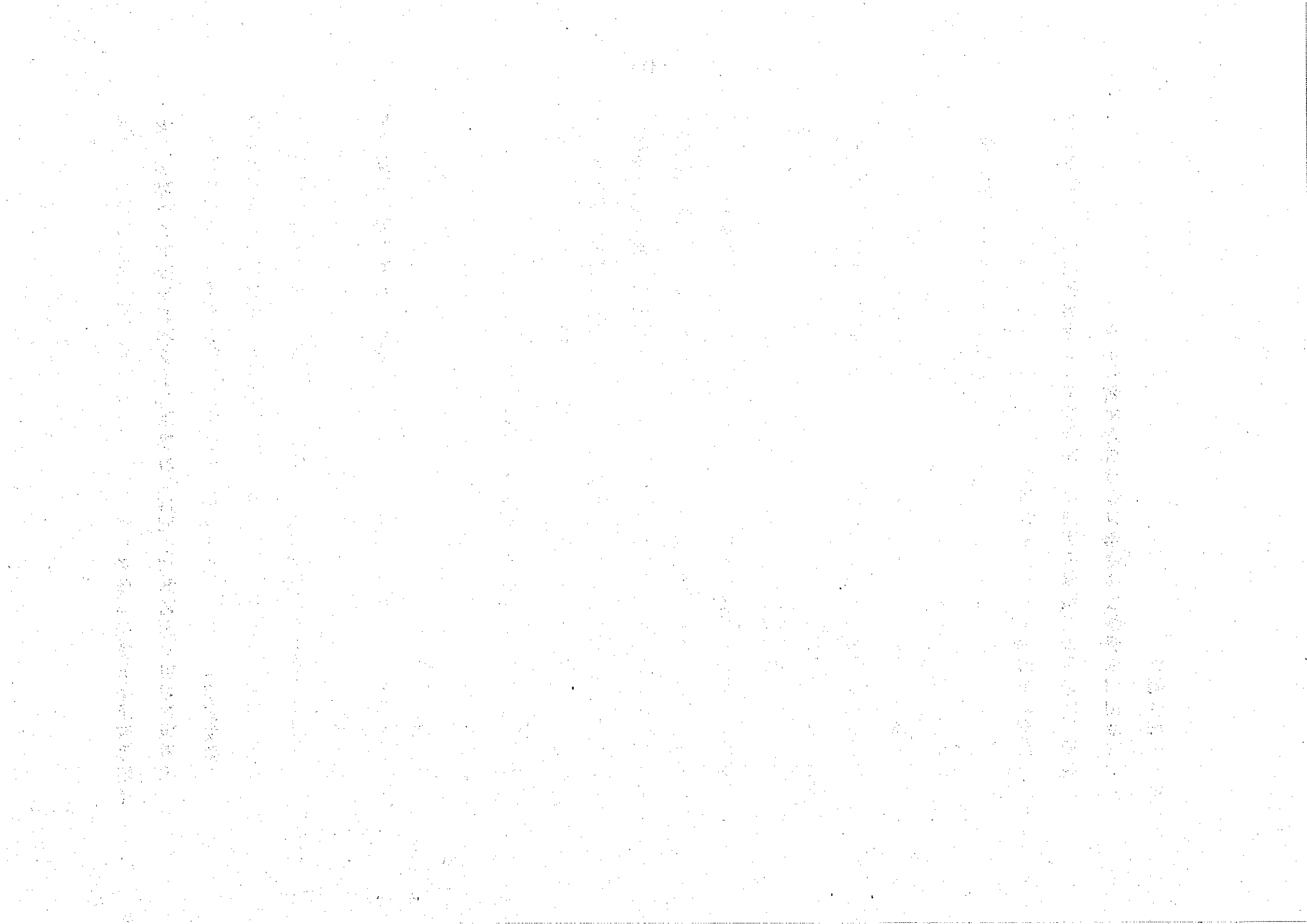
その日の翌日を納期の末日とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(提案理由)

普通徴収に係る国民健康保険料の仮算定による賦課を廃止するため、本条例を改正するものである。



第八十一号議案

箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二条第三項及び第三条中「すべての」を「全ての」に改める。

第十七条第一項中「四月」を「六月」に、「十二回」を「十回」に改め、同条第二項中「すべて八月分」を「全て六月分」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条中「月割り」を「月割」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十五条中「六月末日」を「五月末日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該第一号被保険者本人及び当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第三百七条の二第一項の申告書（当該第一号被保険者本人及び当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得

を有しなかつた者である場合には、同法第三百十七条の六第一項の給与
支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書（が市長に提出され
ている場合及び法第二百三条第一項に基づく照会により第一号被保険者
が申告すべき内容を市長が確認できる場合は、この限りでない。
第二十七条第三項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（提案理由）

普通徴収に係る介護保険料の仮算定による賦課を廃止し、介護保険料に
関する申告書の提出を要しない場合の規定を設けるため、本条例を改正す
るものである。

第八十二号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表九十二の項」を「別表九十三の項」に改め、同条第三項中「別表五十の項から六十五の項まで」を「別表五十一の項から六十六の項まで」に改める。

別表中百十六の項を百十七の項とし、四十の項から百十五の項までを一項ずつ繰り下げ、三十九の項の次に次のように加える。

四十	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第四十八条の二第一項において準用する同法第三十二条の規定に基づく専用水道の布設工事（水道施設の新設に限る。）の設計の確認	一件	七〇、〇〇〇円
----	--------------------------------------------------------------------------------	----	---------

別表備考第四号中「四十二の項、九十二の項、百三の項、百十四の項及び百十五の項」を「四十三の項、九十三の項、百四の項、百十五の項及び百十六の項」に改め、同表備考第五号中「五十の項から六十五の項まで」

を「五十一の項から六十六の項まで」に改め、同表備考第六号及び第七号
中「九十三の項」を「九十四の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(提案理由)

水道法の改正に伴い、本市で新たに行う事務に係る手数料を徴収するた
め、本条例を改正するものである。

第八十三号議案

箕面市都市景観条例改正の件

箕面市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市景観条例の一部を改正する条例

箕面市都市景観条例（平成十九年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第四節 都市景観形成地区（第二十八条―第三十二条）

第五節 景観配慮地区（第三十三条―第三十七条）

第六節 山なみ景観保全地区、山すそ景観保全地区、都市景観形成地

区及び景観配慮地区を除く区域（第三十八条―第四十一条）

「第四節 止々呂美田園景観保全地区（第二十八条―第三十二条）を

第五節 都市景観形成地区（第三十三条―第三十七条）

第六節 景観配慮地区（第三十八条―第四十二条）

第七節 山なみ景観保全地区、山すそ景観保全地区、止々呂美田園景

観保全地区、都市景観形成地区及び景観配慮地区を除く区域

（第四十三条―第四十六条）

「（第四十二条）」を「（第四十七条）」に、「（第四十三条―第四十五条）」を

「（第四十八条―第五十条）」に、「（第四十六条―第五十条）」を「（第五十

一条―第五十五条）」に、「（第五十一条）」を「（第五十六条）」に、「（第五

十二条―第五十六条）」を「（第五十七条―第六十一条）」に、「（第五十七条―

第六十一条)を「(第六十二条―第六十六条)」に、「(第六十二条―第六十六条)」を「(第六十七条―第七十一条)」に、「(第六十七条―第七十条)」を「(第七十二条―第七十五条)」に改める。

第二条第一号中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第七条第四項中「第五十七条」を「第六十二条」に改める。

第九条第一項第二号中「活かした」を「生かした」に改める。

第十二条第一項第四号中「第四十六条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第十四条中「第五十四第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第十六条第一項第二号中「第四十六条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第十章中第七十条を第七十五条とする。

第六十九条第一項第五号中「又は第三十八条第二項」を「、第三十九条第二項若しくは第三項又は第四十三条第二項」に改め、同項第六号中「又は第四十一条第一項」を「、第四十二条第一項又は第四十六条第一項」に改め、同項第八号中「第四十五条」を「第五十条」に改め、同項第九号中「第四十八条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同項第十号中「第五十条」を「第五十五条」に改め、同条第二項中「又は第三十八条第二項」を「、第三十九条第二項若しくは第三項又は第四十三条第二項」に改め、「景観形成誘導基準」の下に「、止々呂美田園景観保全地区基準」を加え、同条第三項中「又は第四十一条第二項」を「、第四十二条第二項又は第四十六条第二項」に改め、同条を第七十四条とし、第六十八条を第七十三条とし、第六十七条を第七十二条とする。

第九章中第六十六条を第七十一条とし、第六十二条から第六十五条までを五条ずつ繰り下げる。

第八章中第六十一条を第六十六条とし、第五十七条から第六十条までを五条ずつ繰り下げる。

第七章中第五十六条を第六十一条とし、第五十二条から第五十五条までを五条ずつ繰り下げる。

第六章中第五十一条を第五十六条とする。

第五十条中「第四十八条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、第五章中同条を第五十五条とし、第四十七条から第四十九条までを五条ずつ繰り下げる。

第四十六条第四項第二号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第五十一条とする。

第四章中第四十五条を第五十条とし、第四十四条を第四十九条とし、第四十三条を第四十八条とする。

第四十二条第一項中「若しくは第三十八条第二項」を「第三十九条第二項若しくは第四十三条第二項」に改め、同条第二項中「景観形成誘導基準」の下に「止々呂美田園景観保全地区基準」を加え、第三章中同条を第四十七条とする。

第四十一条中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、第二章第六節中同条を第四十六条とする。

第四十条中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条を第四十五条とし、第三十九条を第四十四条とする。

第三十八条第一項中「山すそ景観保全地区」の下に「止々呂美田園景観保全地区」を加え、同条を第四十三条とする。

第六節 山なみ景観保全地区、山すそ景観保全地区、都市景観形成地区及び景観配慮地区を除く区域」を「第六節 山なみ景観保全地区、山すそ景観保全地区、都市景観形成地区、都市景観形成地区及び景観

配慮地区を除く区域」に改める。

第二章第六節を同章第七節とする。

第三十七条中「第三十四条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、第二章第五節中同条を第四十二条とする。

第三十六条中「第三十四条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条を第四十一条とし、第三十五条を第四十条とし、第三十四条を第三十九条とする。

第三十三条中「山なみ景観保全地区」の下に「、止々呂美田園景観保全地区」を加え、同条を第三十八条とする。

第二章第五節を同章第六節とする。

第三十二条中「第二十九条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、第二章第四節中同条を第三十七条とする。

第三十一条中「第二十九条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第三十六条とし、第二十八条から第三十条までを五条ずつ繰り下げる。

第二章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 止々呂美田園景観保全地区

(止々呂美田園景観保全地区)

第二十八条 市長は、止々呂美地域の里山及び田園等の景観を保全するため、当該地域の重要な区域を止々呂美田園景観保全地区として重点地区にすることができる。

2 市長は、止々呂美田園景観保全地区について第九条第一項第二号に規定する基準(以下「止々呂美田園景観保全地区基準」という。)を定めることができる。

3 市長は、止々呂美田園景観保全地区基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該止々呂美田園景観保全地区の土地又は建築物等の所有者

並びに当該止々呂美田園景観保全地区の市民及び事業者の意見を聴かなければならない。

4 市長は、止々呂美田園景観保全地区基準を定めるときは、規則で定めるところによりその旨を告示しなければならない。

5 前二項の規定は、止々呂美田園景観保全地区基準の変更について準用する。

(届出等)

第二十九条 止々呂美田園景観保全地区の区域内における法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、現状変更行為等のうち、第十二条第一項第四号に規定する行為とする。

2 止々呂美田園景観保全地区の区域内において法第十六条第一項若しくは第二項の届出を要する行為をしようとする者又は広告物の表示等を行おうとする者は、あらかじめ、景観形成誘導基準及び止々呂美田園景観保全地区基準に係る内容について市長に届け出なければならない。ただし、第十六条第一項各号に規定する広告物の表示等については、届出を要しない。

3 止々呂美田園景観保全地区の区域内において前項の届出をした者は、届出の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前二項の届出を要しない。

5 国の機関又は地方公共団体は、止々呂美田園景観保全地区の区域内において法第十六条第一項の届出を要する行為をしようとするときは景観計画に、第二項又は第三項の届出を要する行為をしようとするときは景観形成誘導基準及び止々呂美田園景観保全地区基準に、それぞれ適合す

るようとするべき措置について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

い。
(特定届出対象行為)

第三十条 止々呂美田園景観保全地区の区域内における法第十七条第一項の条例で定める行為は、敷地面積が五百平方メートルを超える建築物等の新築等とする。

(景観計画及び条例に基づく基準等の遵守)

第三十一条 止々呂美田園景観保全地区の区域内において法第十六条第一項若しくは第二項又は第二十九条第二項若しくは第三項の届出を要する行為をしようとする者は、それぞれ当該行為について景観計画又は景観形成誘導基準及び止々呂美田園景観保全地区基準に適合するようにしなければならない。ただし、市長が都市景観アドバイザーの意見を聴いて都市景観の形成に資すると認めた場合又は市長が特別な理由があると認めた場合は、景観計画に定められた行為の制限並びに景観形成誘導基準及び止々呂美田園景観保全地区基準の適用の一部を除外することができる。

(完了等の届出)

第三十二条 止々呂美田園景観保全地区の区域内において法第十六条第一項若しくは第二項又は第二十九条第二項若しくは第三項の届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があつたときは、遅滞なく、法第十六条第一項若しくは第二項又は第二十九条第二項若しくは第三項の規定に基づく届出の内容に適合しているかを確認しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

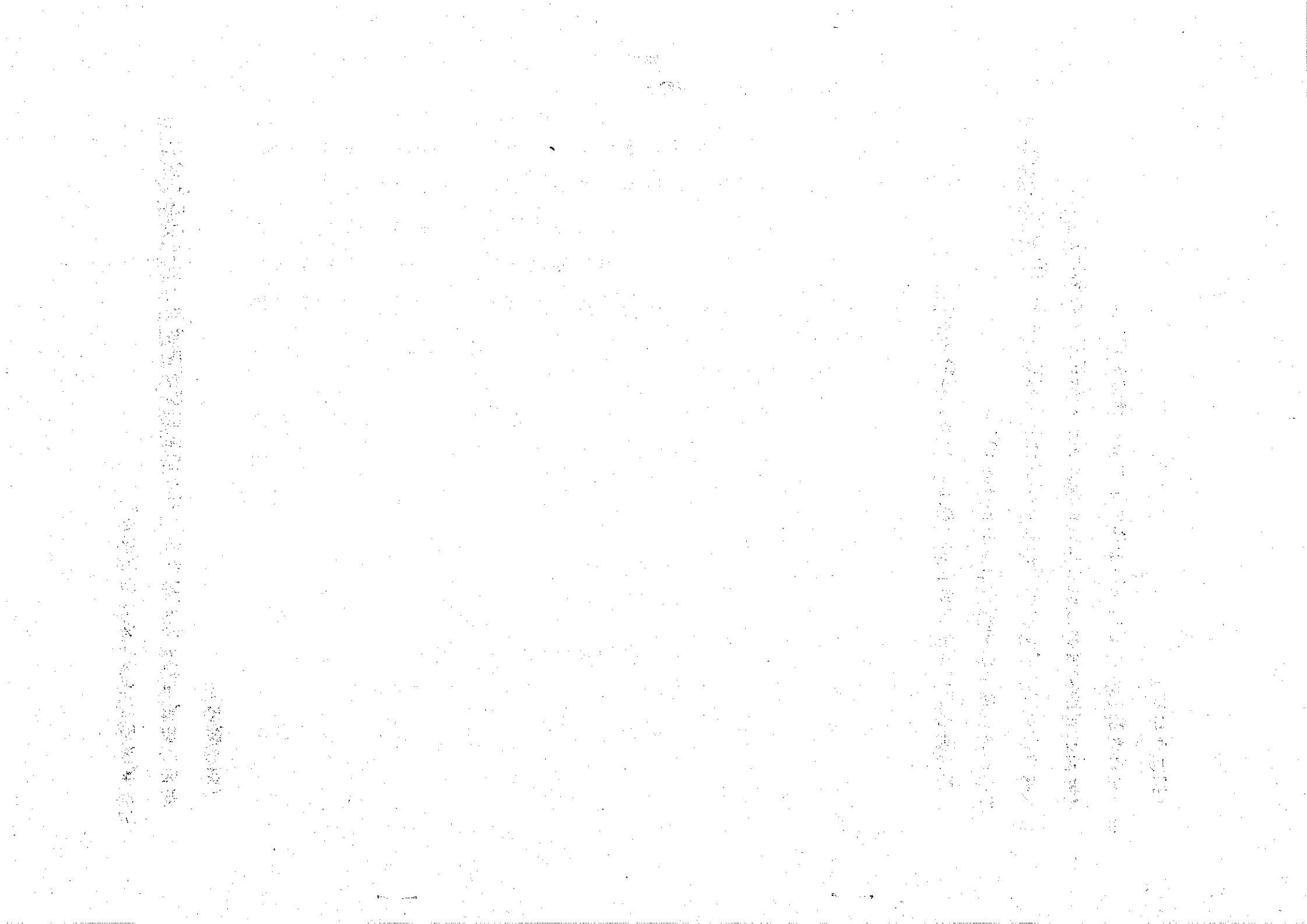
(箕面市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部改正)

2 箕面市地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年箕面市条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第五十七条」を「第六十二条」に改める。

(提案理由)

箕面市景観計画の変更に伴い、止々呂美田園景観保全地区を追加するため、本条例を改正するものである。



第 8 4 号議案

箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 平 田 亨

略 歴

昭和 5 9 年 3 月	同志社大学法学部卒業
同 6 2 年 1 0 月	司法試験合格
平成 2 年 4 月	司法修習修了
同 2 年 4 月	弁護士登録（現在に至る。）
同 2 年 4 月	丸山英敏法律事務所入所

同 7年 4月 平田亨法律事務所開設（現在に至る。）
同 19年 3月 箕面市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

平田 亨氏を引き続き箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものである。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成24年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 新谷俊彦

略

歴

昭和63年3月

大阪大学法学部卒業

平成2年4月

ザ・ヒューマン株式会社入社

同11年10月

司法試験合格

同13年10月

司法修習修了

同13年10月

弁護士登録（現在に至る。）

同 13年10月	森・吉村法律事務所入所
同 15年 4月	大阪弁護士会人権擁護委員会委員
同 17年10月	新谷俊彦法律事務所開設（現在に至る。）
同 19年 4月	大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師
同 19年 5月	大阪弁護士会人権擁護委員会委員
同 20年10月	大阪家庭裁判所家事調停官
同 22年 7月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 24年10月	大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る。）

（提案理由）

新谷俊彦氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。